

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

呉市は，瀬戸内海における有数の工業都市として，また県南西部地域の中心都市として，広島県の産業経済の発展をけん引しているが，人口は，昭和50年をピークに減少に転じており，今後も少子高齢化の更なる進展により，減少傾向は続くことが見込まれる。

終戦後，旧軍用財産の転活用を図ることにより，造船，鉄鋼などの製造業（ものづくり産業）を中心とした工業技術が集積し，「ものづくりのまち」として発展してきた。更に，平成の大合併により，美しい自然や歴史，文化，地域産業など，特色ある多くの地域資源を有することとなり，地域経済に大きな効果をもたらしている。

現在，域内の中小企業は，人手不足，後継者不足等の課題に直面しており，現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中，独自の取組として市内事業者に対して，呉市企業立地条例に基づく助成措置等を講じてきたが，引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により，人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに，後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは，喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し，中小企業者の先端設備等の導入を促すことで，県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり，広島県地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として，計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3パーセント以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

呉市の産業は，農林水産業，製造業，サービス業と多岐にわたり，多様な業種が呉市の経済，雇用を支えているため，これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって，多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から，本計画において対象とする設備は，中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

呉市の産業は、内陸部、沿岸部、島しょ部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

呉市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が呉市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3パーセント以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。